○環境省告示第二十六号

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二の備考6及び7の規定に基づき、窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域を定める件（平成五年八月環境庁告示第六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年三月二日　環境大臣　望月　義夫

第一中東京湾の項を次のように改める。

東京湾　千葉県館山市洲埼から神奈川県三浦市剱埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

第一中伊勢湾の項を次のように改める。

伊勢湾　愛知県伊良湖岬から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

○東北地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年一月二十八日東北地方整備局告示第十六号いわき都市計画緑地事業七号久之浜防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年一月二十八日東北地方整備局告示第十六号の事業地のうちいわき市久之浜字東町地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年一月二十二日東北地方整備局告示第十号いわき都市計画緑地事業九号豊間防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年一月二十二日東北地方整備局告示第十号の事業地のうちいわき市平豊間字塩屋町、字下町、字塩場地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成二十五年一月二十二日東北地方整備局告示第十号の事業地のうちいわき市平豊間字合磯地先において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年一月二十八日東北地方整備局告示第十七号いわき都市計画緑地事業十号永崎防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　平成二十五年一月二十八日東北地方整備局告示第十七号の事業地のうちいわき市永崎字船付地先において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年三月七日東北地方整備局告示第四十三号いわき都市計画緑地事業十二号岩間防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年三月七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年三月七日東北地方整備局告示第四十三号の事業地のうちいわき市岩間町輪山、岩間町岩下、岩間町川田地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成二十五年三月七日東北地方整備局告示第四十三号の事業地のうちいわき市岩間町岩下、岩間町川田、佐糠町大島地内において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島市黒岩字堂ノ後五一番七から同市黒岩字中島九番一まで	前	二五・九〇～四一・五〇メートル	〇・〇七二キロメートル
	後	二五・九〇～四六・六〇メートル	〇・〇七二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二日　東北地方整備局長　縄田　正

区間	供用開始の区間	図面縦覧場所
福島市黒岩字堂ノ後五一番七から同市黒岩字中島九番一号まで	福島市黒岩字堂ノ後五一番七から同市黒岩字中島九番一まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二日

○東北地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙北市田沢湖小松字城廻三六番一から同市角館町西長野月見堂二二八番一まで	前	九・八一～五一・〇六メートル	四・八三九キロメートル
	後	九・八二～五一・〇六メートル	四・八三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所